

令和6年第4回鬼北町議会定例会

令和6年12月13日（金曜日）

○議事日程

令和6年12月13日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第75号 令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第4 議案第76号 令和6年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第77号 令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第78号 令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第79号 令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第80号 令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第81号 令和6年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第82号 令和6年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第83号 令和6年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第13 議案第85号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 日程第14 議案第86号 南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第15 発議第3号 鬼北町議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 日程第 1 7 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 8 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 9 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 0 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 7 5 号 令和 6 年度鬼北町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 4 議案第 7 6 号 令和 6 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 7 7 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 7 8 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 7 9 号 令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 8 0 号 令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 8 1 号 令和 6 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 0 議案第 8 2 号 令和 6 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 1 議案第 8 3 号 令和 6 年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 2 議案第 8 4 号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 8 5 号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 日程第 1 4 議案第 8 6 号 南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 1 5 発議第 3 号 鬼北町議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

ついて

- 日程第 1 7 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 8 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 9 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 0 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 坂 本 一 仁 | 2 番 兵 頭 稔 |
| 3 番 高 橋 聖 子 | 4 番 中 山 定 則 |
| 5 番 山 本 博 士 | 6 番 赤 松 俊 二 |
| 7 番 松 下 純 次 | 8 番 芝 照 雄 |
| 9 番 福 原 良 夫 | 1 0 番 松 浦 司 |
| 1 1 番 末 廣 啓 | 1 2 番 程 内 覺 |

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 東 英 範	町 民 生 活 課 長 善 家 直 邦
保 健 介 護 課 長 谷 口 美 穂	環 境 保 全 課 長 森 明
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	森 林 対 策 室 長 奥 藤 幸 利
建 設 課 長 佐 子 司	水 道 課 長 佐 子 司
日 吉 支 所 長 山 本 万 里	会 計 管 理 者 山 本 雄 大
水 道 課 主 幹 二 宮 洋 之	教 育 長 行 定 洋 嗣
教 育 課 長 佐 々 木 健 次	農 業 委 員 会 会 長 谷 口 雄 記
農 業 委 員 会 事 務 局 長 奥 藤 幸 利	代 表 監 査 委 員 田 中 清 志

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、9番、福原良夫議員、10番、松浦司議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めているものを報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第75号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第3、議案第75号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の

調整のほか、林道施設災害復旧費の追加補正等をするものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源の追加補正等をするものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1億8,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億7,020万円とするものであります。

債務負担行為補正につきましては、中学校教科書購入事業を追加するとともに、AED整備事業について期間と限度額を変更するものです。

また、地方債補正につきましては、過疎対策事業、災害復旧事業について限度額の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第75号、令和6年度一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

なお、昨日お配りしております補足資料も併せて御覧ください。

初めに、歳出予算から説明いたします。

今回の補正予算では、人事院勧告に伴う人件費の補正をしておりますので、それ以外の主なものについて御説明いたします。

11ページを御覧ください。

2款、1項、2目、文書広報費、11節、通信運搬費296万9,000円の増額につきましては、10月から郵便料金の値上げに伴い、不足する額を計上するものであります。

12ページを御覧ください。

2款、1項、6目、企画費の7節、報償費520万円の減額と11節、役務費528万円の減額につきましては、ふるさと納税の減収に伴い、関連経費を減額するものであります。

続いて、13ページを御覧ください。

2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費、14節、北宇和高校生活支援住宅改修工事請負費169万8,000円につきましては、多世代交流施設が完成するまでに入居する住宅の改修に係る経費を計上しております。

2款、1項、16目、諸費、18節、宇和島地区広域事務組合負担金7,341万円は、当初予算への計上を保留しておりました年間予算額の3か月分について、今回

計上するものであります。

続いて、17ページをお開きください。

4款、1項、2目、健康づくり推進費、12節、がん検診委託料297万4,000円、これはがん検診の無料化により、受診者の増になり、不足が見込まれる額を計上しております。

続いて、4款、1項、3目、予防費、10節、医薬材料費277万1,000円は、子宮頸がんワクチン接種者の増により、不足が見込まれる額を計上しております。

続いて、19ページをお開きください。

5款、1項、3目、農業振興費、18節、鬼のまちづくり推進事業費補助金30万円につきましては、日吉産地リニューアルイベント事業に対する補助金を計上しております。12月22日の落成式後のイベントに係る経費でございます。

続いて、20ページをお開きください。

6款、1項、3目、観光費、12節、イベント企画業務委託料52万円につきましては、鬼嫁コンテストについて、合併20周年として特集番組を制作する経費を計上しております。

続きまして、21ページを御覧ください。

7款、2項、3目、橋りょう維持費、12節、測量設計委託料300万円の減額と、その下、7款、2項、4目、橋りょう新設改良費、12節の測量設計委託料1,250万円の増額につきましては、町道筒井坂線三間谷橋について、将来的に係る費用の観点から、補修から更新の方針を変更したために計上するものでございます。

続いて、22ページをお開きください。

7款、4項、3目、鬼北総合公園費、14節、鬼北総合公園施設整備工事請負費1,168万1,000円につきましては、老朽化により一部使用禁止としておりますリフレッシュ広場の遊具の更新に係る経費を計上しております。

続きまして、23ページを御覧ください。

9款、1項、3目、国際交流事業費、18節、外国青年招致事業費負担金30万円は、12月から就任する新規ALTの渡航費用に係る負担金でございます。

続いて、25ページをお開きください。

9款、4項、4目、文化費、12節、イベント企画業務委託料99万円は、史跡公園オープンイベントとして、ワークショップ及びパレード等を実施するための経費を計上しております。

続いて、26ページをお開きください。

10款、1項、2目、林道施設災害復旧費、14節、災害復旧工事請負費2,000万円につきましては、7月11日から12日にかけての大雨による林道す谷中尾坂線に係る災害復旧工事費となっております。

続いて、11款、1項、2目の利子でございますが、22節、償還金利子及び割引料631万5,000円の増につきましては、一般単独事業債の利率の確定により増額となるものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたしますので、予算書8ページをお開きください。

14款、2項、5目、土木費国庫補助金、3節、橋りょう維持費国庫補助金189万8,000円の減額及び4節、橋りょう新設改良費国庫補助金790万6,000円は、三間谷橋について補修から更新に変更したことによる増減でございます。

続いて、9ページをお開きください。

15款、2項、7目、災害復旧費県補助金の1節、林道施設災害復旧費県補助金1,000万円は、林道す谷中尾坂線に対する補助金で、補助率50%となっております。

続いて、17款、1項、1目、総務費寄附金、1節、ふるさと納税寄附金2,000万円の減額は、決算見込みにより減額するものであります。

続いて、同じく9ページになりますが、18款、2項、3目、公共施設等整備管理基金繰入金の1節、公共施設等整備管理基金とりくずし1,160万円につきましては、鬼北総合公園の遊具整備に充当するものであります。

続いて、10ページをお開きください。

20款、5項、1目、雑入の45節、病児保育事業負担金61万5,000円につきましては、病児保育事業運営費に対する松野町負担金であります。

続いて、21款、1項、5目、商工債、2節、成川溪谷休養センター施設改修事業債150万円は、起債対象となる事業費が増額となったことによる増額分であります。

次に、21款、1項、6目、土木債の3節、橋りょう維持事業債110万円の減額及び4節、橋りょう新設改良事業債450万円の増額につきましては、三間谷橋について補修から更新に変更したことによる増減でございます。

21款、1項、9目、災害復旧事業債、2節、林道施設災害復旧事業債900万円につきましては、林道す谷中尾坂線に係る町債となります。

次に、第2表、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、4ページをお開きください。

追加の11番、中学校教科書購入事業につきましては、令和7年度から中学校で使

用します教師用の教科書及び指導書などを購入するもので、債務負担の期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額を654万6,000円とするものです。

その下、変更の6番、AED整備事業（令和6年度分）につきましては、奈良山等妙寺歴史交流館、明星が丘施設、中央公民館で使用するAED3台につきましては、リース期間が令和12年度にずれ込むことから、債務負担行為の期間を変更するとともに、限度額を変更するものであります。

続いて、5ページを御覧ください。

第3表、地方債補正について御説明いたします。

地方債の補正につきましては、先ほど歳入で説明いたしました地方債について、それぞれ起債の限度額を補正するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じとなっております。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、27ページをお開きください。

1の特別職について御説明いたします。人事院勧告に基づき、期末手当を0.05か月引き上げております。

続いて、28ページを御覧ください。

2の一般職について御説明いたします。

人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じた補正及び退職、育休等による調整を行っております。

人事院勧告につきましては、給与月額のほか、期末手当と勤勉手当を0.05か月ずつ引き上げております。

(1)の総括の表の比較の欄で御説明いたします。

職員数としましては、マイナス1、こちらは退職による減でございます。報酬につきましては1,081万3,000円の増、給料につきましては2,476万1,000円の増、職員手当につきましては1,759万6,000円の増、共済費については122万4,000円の減となっております。職員手当の内訳については、下段に表として載せております。

29ページにつきましては正職員、30ページにつきましては会計年度任用職員の内訳となっております。

31ページ以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（山本博士君）

9ページの17款、1項、1目、総務費寄附金のところ、ふるさと納税の寄附金についてなんですが、当初の見通しが甘かったのか、何かほかに原因があるのか。大変これ2,000万は大きいんですが、これからまたふるさと納税に力を入れていかなければならない部門ではないかと思うんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問がありました17款、1項、1目、総務費寄附金、ふるさと納税寄附金、今回2,000万減額と計上させていただいております。今年度の当初予算の計上の際の考え方につきましては、前年比の3割を見込みまして、ふるさと納税の予算を計上させていただいたところでございます。

30%の増を見込む上です、これまで中間事業者のほうを首都圏、東京の中間事業者をお願いをして支援をいただいておりますが、遠距離ということもございましたので、なかなか町内に入り込んで新たな新規返礼品の創出等はなかなか困難な状況でございましたので、今年度から県内の事業者に変更し、定期的なミーティングも含めて、新たな町内の産品等の創出等について支援をいただく、そういったことで準備を進めてきたところでございます。

しかしながら、通常ふるさと納税を寄附をいただく皆さんは、ポータルサイトというネットで検索をいただく形を取らせていただいているんですが、業者を変えたことによりまして、これまで実績のあった商品等については、一旦、ページから落ちてしまいまして、実績があった商品も同じ商品ではございますが、新商品として新たにページに掲載がされるということで、結果、これまでページを開けばすぐに検索できていた商品が下位に下がってしまうと、そういった事象が発生をいたしました。

また、これまで複数回、ふるさと納税を鬼北町にさせていただいた方は、お気に入り登録等をしていただいたりしてございましたが、そういったお気に入り登録等についても、一瞬外れてしまうと、そういった事象が発生したことによりまして、リピーター

等、今まで確保といいますか、ある程度やっていただいた方の部分がちょっと減少してしまったというところが大きな要因の1つと考えるところです。

もう1点は、県の共通返礼品として扱ってございましたタオル製品、こちら例年上位に入っていたんですが、そちらが共通返礼品の取扱いを終了されてしまったという部分もございまして、そちらの共通返礼品に対しての寄附金額、またそこを入り口にして鬼北町の返礼品を選んでいただいていた寄附者の方も減少してしまった。そういったことが大きな要因となっているんじゃないかと思います。

1点目に説明をいたしました、今までのリピーターの人がなかなか探しにくい状況であるということは、中間事業者からも御報告をいただいておりますので、直接です、これまでのリピーターの人には改めて通知をさせていただいて、また引き続き御支援をお願いしますというような形での御協力の御依頼を検討しているところでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

今の企画振興課長の答弁に付け足しをさせていただきますけども、東京の事業者から県の事業者というところなんですけども、ここ数年ですね、各市町によって納税の額が差が出てきると。やはり海産物、肉等が特産品としてある市町の部分については極端に上がっている。その分が鬼北町にない分ですね。じゃ、どうしたらいいのかというところで、それまでは、昨年まではしっかりとうちの第一、キジとかですね、それから薪、そこら辺りがずっと上がってきたんですけども、本来うちのほうの鬼北町の特産品といいますか、農産物というものもしっかりと、数は少なくともその農家の方々がふるさと納税に携わることによって、一つの生きがいを見いだしてもらおう。

昨日の山本議員のお話とも関わるんですけども、やはり意欲を持って農作業にいそしんでもらう、そのようなきっかけになるように、その業者の方がそれぞれの農家の方に出向いて行って、この商品、びっくりするほどいいですよと、これ出してみませんかというふうなどんどん打診をすると、役場のスタッフの目とはまた違った業者さんとしての目というものをお借りしながら、いろんな方に打診をし、品物の底辺を広げていくという作業が私は必要なんじゃないかなというところで、それを東京の業者をお願いしてもですね、なかなかそこまでは入り込めないということでしたので、それでやったら1回変えてみよう。

全国でもうちのような業者さんを変えて、一旦納税額が下がるということは、うちだけじゃないというふう聞いておるんですけども、今回はそういうようなデメリッ

トがあったわけでありまして、昨年に比べて出品の数も少しずつ増やしておりますので、そこら辺り、鬼北町を愛するふるさと納税の納税者の方以外に、町内のふるさと納税に関わる出品者の方の喜びとか、望みとか、そういうふうなものもこの納税のシステムによって構築できたかなという気持ちで、今回は業者を変えてみました。御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○8番（芝 照雄君）

19ページ、5款、1項、3目、農業振興費の18節の農地保全推進事業補助金412万2,000円の減、これの詳細をもう少し詳しく教えていただけませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

5款、1項、3目、18節の農地保全推進事業補助金の412万2,000円の減額につきましては、農業公社の4条刈りのコンバインに係る入札執行に伴う補助金の減額補正となります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

了解。

○4番（中山定則君）

予算書8ページ、歳入のほうで12款、2項、1目、2節、児童福祉総務費負担金の病児保育保護者負担金6万円で、2,000円×10人×3か月となっていますが、予定者として、1月から3月ということで予定され、鬼北町、松野町それぞれもう事前の問合せとか、申込みがあるのかどうか、この10人。

それと、単価月2,000円ということなのですが、昨日可決した条例では、この利用料について、利用児童1人当たり1日につき2,000円を上限とし、規則で定

める利用料を納付しなければならないとなっておりますが、規則がちょっとないんで分からないんですが、その辺の説明をお願いしたいのと。

伴う歳出のほうで、説明分には細かくあるんですが、その概要を報償費、16ページになるんですかね。16ページの3款、2項、2目の1節の報償から始まって、委託料の、委託料はない、委託料もあった、見えない。12節の委託料、ありますね、戻るのか。12節、委託料がちょっと見えない。予算書では見当たらないんですが、その辺、説明資料の内容について簡潔に説明いただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

病児保育関連について、町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、病児保育に関する御質問についてお答えをいたします。

まず、12款、2項、1目、児童福祉総務費負担金の病児保育保護者負担金につきましては、一月当たり、松野町・鬼北町合わせて10人程度の利用が見込まれるのではないかとということで、その3か月分の保護者負担金を計上させていただいております。

なお、単価につきましては、先日の承認いただきました条例の中で、2,000円を上限にということで、1日利用された場合には2,000円の負担金をいただくという予定で考えております。

なお、事前に問合せ等あるのかという点につきましては、今の時点では問合せ等はございません。ただ、この10人という考え方ですが、これは、これまで伊予市、それから西予市等々、近隣の病児保育を運営されている機関に実際に行っているいろいろとお話を聞いた中で、大体月平均にしてどこの市町も10人程度が利用されているということに基づき、当町においても10人程度が一月の利用者ではないかとということで予算のほうを計上させていただいております。

続きまして、歳出ですが、こちらにつきましては、まず報酬につきましては、パートの職員さん、こちらが1日当たり4時間の勤務で4人雇用をするという予定で考えておりますので、その日数分、月の21日で人件費として計上させていただいております。

それから、旅費の費用弁償、それから普通旅費、こういったものにつきましては、会計年度任用職員さんの通勤手当、それから給食などを移動して運んで持ち込みますので、そういったときに係る旅費、そして消耗品につきましては、経口補水液、それからおやつ等々の消耗品、そして電力量、水道料などにつきましては、一月当たりに

係る経費、そして、その一月あたりに係る経費の3か月分ですね。そして賄い材料費、こちらについては、提供する食費に係る費用。通信運搬費につきましては、固定電話を置きますので、そちらの3か月分。手数料につきましては、医師連絡表という病児保育の施設に預けても構いませんよというようなお医者さんの診断書を書いていただくんですが、診断書を書いていただいたお子さんをお預かりすることができるということにしておりますので、その診断書の作成手数料、こちらを町のほうがお支払いをするという予定で3か月で30件分を見込んでおります。

続きまして、保険料ですが、こちらは万が一あってはならないことですが、事故等があった場合に、その損害保険、それから賠償保険などに加入しております経費でございます。それから建物損害の保険料についても加入をいたしております。

そして委託料ですが、旭川荘さんに協力医として、今回連携を取りながらこの病児保育に関わっていただけるということを承諾いただいておりますが、こちらにつきまして、協力医として旭川荘さんに1か月3万円の委託料で、3か月分で9万円の委託料のほうを計上させていただいております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

病児保育保護者負担金の6万円について、1日、先ほど条例をちょっと読ませてもらったんですけど、1日につき2,000円で、10人で、月21日と計算されているようなので、1日2,000円、21日という、21日掛けてないんですが、それと、先ほど言ってなかって申し訳ないんですが、問合せが今のところないということなんですけど、もう1月からということなんで、どのように周知するか周知方法についてもお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

中山議員さんは、病児保育として子どもを受け入れるのに1か月丸々受け入れるというふうなイメージを持たれているのでしょうか。そもそも突発性の風邪で熱が出たとかで病院へ行って、この日は病児保育に行っても構わんでしょうというふうなところで、1日預かるというふうなイメージを持っております。

もちろんこれは私の公約でもありましたので、早くしたかったんですけども、月に21日全て病児保育園、病にかかった子どもさんを預けるというようなイメージは持っておりませんので、そこら辺りは御理解いただきたいなというふうに思います。

それと、もう1点につきましては、町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

周知の方法についてですが、まず、直接利用に関わりのある児童の皆さん、それから園児の皆さん、こういった方々には保育所、小学校を通じて各家庭に文書でお知らせをする予定としております。

その他、ホームページ、それからUCATなどでも周知し、広く町民の皆様にお伝えをする予定で考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

私の勉強不足だったんで、町長言われたんで、そうだとすれば、どなたもというか、常時来られなくても開けているという感じですか、最後に質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

採算のことをおっしゃっているのか、私ちょっと分からないんですけども、基本的に月曜日から金曜日まで、お父さん、お母さん方がお勤めというふうなことを想定した部分で、取りあえずやってみようというところでの開始であります。

ですから、そのお子さんが午前中いらっしゃらなくても、午後から具合が悪くなったということも想定されますから、月曜日から金曜日までについては、随時開けておくというような形が適当だというふうに思っております。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

15ページの3款、1項、8目、27節、後期高齢者医療保険特別会計の891万5,000円の減と、それで一応歳入のほうも15款、1項、1目、5節ですか。それで505万3,000円を減額になってます。そのあと、もう一つ、一般財源で386万2,000円減とるんですけど、その歳入のほうでどこで減っているかというのと、要するに減額になった理由をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

議長、休憩をお願いします。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時39分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

後ほど後期高齢者医療特別会計の補正予算のほうでも御説明いたしますが、事務費負担金273万2,000円の減額と基盤安定負担金分の確定に伴う減額補正、こちらの合計で946万9,000円減額するものでございます。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

私、891万5,000円の九百何ぼというのを言った覚えはないんです。

○町長（兵頭誠亀君）

一般会計から繰り出す金額というのは、この法律で決められておりまして、特別会計のほうの収入の部分、一般会計の繰り出しの分はぴったりを合っているわけですから、議員が御指摘の部分というのは、金額が一致しないということじゃなしに、法的でこのように決まっておるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

もう一つ、一般財源の減った分もお願いします。どこでこの表を見たらいいのか。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時44分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

後期高齢者医療保険基盤安定事業費県負担金の一般会計のほうに県のほうから補助金を頂いておって、その金額が今年の方が確定したというところで、それを普通はその分と一緒に繰り出すんですけども、県費が落ちましたので、残った分、事業費が確定して県費が確定する、その残りの分が一般財源が減るという考え方です。

○2番（兵頭 稔君）

一般財源がね。

○町長（兵頭誠亀君）

ええ。事業費が落ちて、そのうちの何%この県費があって、残りの分も落ちとるわけですから、ここの一般財源はマイナスになるというところですよ。

○2番（兵頭 稔君）

それは分かるんですよ。

それは県の補助金が出るのが減ったというのは理解できるんですが、この歳出の分の、要するに一般財源という、これ一般財源というのは町が負担しとると思うんですけど、386万2,000円、この金額はこの歳入の中からどこかでマイナスになるのが普通じゃないかなと思うんですが、要するに、県が八百幾らを出す予定だったのが、500万になったから、三百八十何万は町の分で何とかするよという、要らなくなったよということだったら分かるんですけど。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時55分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

兵頭議員の御質問にお答えをしたいと思います。

予算書のそれぞれの目の補正額と、その横にあります、補正額の財源内訳の特定財源の歳入の増減というものがあって、その補正額の差引きを一般財源の欄に書いておきまして、それを全部トータルをして、予算の見積りとして歳入と歳出、不足が生じる場合、また剰余金が出る場合、そこら辺りを財政調整基金等で調整をして予算書を作っておるということで、386万2,000円のマイナスの部分が、歳入に出て

きてないのはいかかなものかという御質問でありますけども、ということは逆に言いますと、その上の101万円とか、49万円というものがどこに出てきとるのかと同じ理屈になりますから、それは出てきてないということでお答えをするしかございません。よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい、了解しました。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を求めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第76号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、議案第76号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、文書作業費を追加補正し、歳入につきましては、文書作業収入を追加補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ56万8,000円を追加し、予算の総額を1,499万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第76号、用品特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページを御覧ください。

2款、1項、1目、文書作業費、10節、需用費のうち消耗品56万8,000円の増につきましては、各種計画のアンケート等により、コピー使用料等が増えたために増額するものでございます。

続いて、歳入を説明いたしますので、予算書5ページをお開きください。

2款、1項、1目、文書作業収入、1節、文書作業収入56万8,000円につきましては、歳出同額を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第77号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第5、議案第77号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、償還金等を追加補正し、歳入につきましては、一般会計繰入金、諸収入等を追加補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ403万9,000円を追加し、予算の総額を13億6,506万円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、議案第77号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、議案書6ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、決算見込みにより128万8,000円を増額するもので、2節から4節の人件費は、職員2名分の給料、職員手当、共済費で、人事院勧告により97万4,000円の増額を見込むものです。

続いて、同目、一般管理費の10節、需用費は17万6,000円増額するもので、マイナ保険証を持たない被保険者に対して、被保険者証に代わる資格確認書を発行することから、資格確認書の印刷製本費を計上するものです。

続いて、同目、一般管理費の18節、負担金補助及び交付金は13万8,000円を増額するもので、制度改正に伴い、補助金請求に係る国保連合会の帳票改修費用が発生することから、負担金を増額するものです。

次に、2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費の18節、負担金補助及び交付金は200万円を減額し、2款、1項、3目、一般被保険者療養費の18節、負担金

補助及び交付金を200万円増額するもので、決算見込みにより財源調整するものです。

次に、6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、27万円減額となるもので、うち2節から4節及び18節の人件費は、会計年度任用職員1名分の給料等で、人事院勧告に伴い人件費を23万4,000円増額するものです。

続いて、同目、12節、委託料は、50万4,000円を減額するもので、国保保健指導業務委託料の決算見込みによるものです。

続いて、7ページを御覧ください。

9款、1項、2目、償還金は、22節、負担金等超過交付返納金302万1,000円を計上するもので、過年度の療養給付費等負担金及び特定健康診査事業費等の保健事業費が確定及び変更したことに伴い、交付された補助金の超過分を返還するため、増額するものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、5ページを御覧ください。

4款、1項、1目、保険給付費等交付金は、特別交付金の決算見込みにより15万3,000円減額するものです。

6款、1項、1目、一般会計繰入金は、人事院勧告に伴い職員給与費等を128万8,000円増額するものです。

次に、7款、1項、1目、その他繰越金は、前年度決算に伴う繰越金の確定により、1万6,000円を増額するものです。

次に、8款、3項、4目、雑入は、288万8,000円を増額するもので、令和5年度国民健康保険給付費及び普通交付金の確定に伴い愛媛県国民健康保険団体連合会へ支払った保険給付費の過払い分の返還を受けることから計上するものです。

続きまして、給与費明細書について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

一般職、総括、比較の欄を御覧ください。

給料76万8,000円の増額、職員手当10万6,000円の増額、共済費28万7,000円の増額で、それぞれ人事院勧告による人件費の調整によるものです。なお、その内訳についてはお目通しください。

次に、11ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第78号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第78号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、事業の確定に伴う調
整等をいたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金を追加補正のほか、事業の確定に伴う調整等
をいたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ256万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額
を1億7,299万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第78号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第1号）について御説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、7ページを御覧ください。

初めに、歳出予算から説明いたします。

1款、1項、1目、一般管理費は、256万8,000円を追加補正し、補正後の
額を8,949万7,000円とするもので、人事院勧告等に伴う人件費等の調整によ
るものです。そのうち10節、需用費電力量は、電気料金上昇により18万円を増額
補正しております。

続きまして、歳入予算を説明いたしますので、6ページを御覧ください。

4款、1項、1目、他会計繰入金は、263万2,000円を追加補正し、補正後
の額を4,746万6,000円とするもので、人事院勧告等に伴う人件費等の調整に
よるものです。

次に、5款、1項、1目、繰越金は、前年度からの決算剰余金確定に伴い、4万4,
000円を減額するものです。

続いて、6款、1項、1目、雑入は、18万円を増額補正するもので、主なものと
して医療施設物価高騰対策応援金を計上するものです。

続いて、7款、1項、1目、医療施設整備事業債の20万円の減額は、1節、診療
機器整備事業費（過疎）の価格確定による減額です。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、8ページを御覧ください。

一般職、総括、比較欄を御覧ください。

給料95万5,000円、職員手当103万3,000円、共済費39万7,000
円、それぞれ増額するもので、人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものです。な
お、その内訳についてはお目通しください。

次に、11ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に
準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第78号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第79号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第79号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、保険給付費を追加補正、地域支援事業を減額補正し、歳入につきましては、国県支出金及び繰入金等について追加補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ652万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億1,586万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長(谷口美穂君)

それでは、議案第79号、鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御

説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、7ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、32万2,000円を増額補正し、補正後の額を1,551万6,000円とするものです。いずれも人事院勧告等に伴う人件費等の調整により増額しております。

次に、1款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、26万2,000円を増額補正し、補正後の額を858万1,000円とし、同じく2目、認定調査費につきましては、73万9,000円を増額補正し、補正後の額を2,056万3,000円とするものです。いずれも人事院勧告等に伴う人件費等の調整により増額しております。

8ページをお開きください。

2款、1項、介護サービス等諸費から、同款、6項、特定入所者介護サービス等費につきましては、それぞれの項目について、決算見込みにより不足する見込みの額を増額補正、または不用額が生じる見込みのものについては、減額補正するものであります。

次に、3款、1項、1目、一般介護予防事業費につきましては、22万1,000円を増額補正し、補正後の額を551万1,000円とするものです。いずれも人事院勧告等に伴う人件費等の調整により増額しております。

9ページをお開きください。

次に、3款、2項、1目、包括的支援事業費につきましては、31万5,000円を減額補正し、補正後の額を3,718万3,000円とするものです。これは人事院勧告等に伴う人件費等の調整と育児休暇中の職員給与の調整によるもので、2節、給与について減額しております。

続きまして、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。

4款、国庫負担金から、6款、県支出金につきましては、追加交付が見込まれるため、追加計上したものです。後ほどお目通しください。

6ページをお開きください。

8款、1項、一般会計繰入金につきましては、195万2,000円を増額補正し、補正後の額を2億7,965万1,000円とするもので、歳入見込みにより増額するものであります。

同じく、8款、2項、基金繰入金につきましては、95万4,000円を増額補正

し、補正後の額を3,244万1,000円とするもので、歳入見込みにより増額するものであります。

次に、給与費明細書について説明いたします。10ページをお開きください。

比較の欄で説明させていただきます。

一般職、総括、比較欄を御覧ください。

報酬10万7,000円、給料39万8,000円、職員手当36万2,000円、共済費16万円、それぞれ増額するもので、人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものです。なお、その内訳についてはお目通しください。

次に、13ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第80号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第2号) についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第80号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、広域連合納付金を減額補正し、歳入につきましては、一般会計繰入金について減額補正するものです。

この結果、歳入歳出それぞれ891万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億746万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第80号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

はじめに歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、人事院勧告に伴い、人件費を55万4,000円増額するものです。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を946万9,000円減額するもので、事務費負担金及び保険基盤安定分の決算見込みによるものです。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、予算書5ページをお開きください。

3款、1項、1目、一般会計繰入金は、決算見込みから891万5,000円減額するものです。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、7ページを御覧ください。一般職、総括表、比較欄を御覧ください。

給料8万9,000円、職員手当5万6,000円、共済費1万2,000円、それぞれ人事院勧告に伴い、職員給与費等を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（程内 覺君）

説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第80号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第81号、令和6年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第81号、令和6年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、営業費用を107万4,000円追加し、水道事業費用の補正後の予定額を4億2,934万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、支出について建設改良費を398万9,000円追加し、資本的支出の補正後の予定額を3億1,763万円とするものであります。収入については、企業債を100万円追加し、資本的収入の補正後の予定額を1億3,207万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、水道課主幹が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお

願いいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

それでは、議案第81号、令和6年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、1目、配水及び給水費について28万5,000円を増額し、補正後の額を7,381万7,000円とするものです。人事院勧告、会計間異動に伴う人件費の調整額となっております。

1款、1項、2目、総係費について78万9,000円を増額し、補正後の額を2,281万円とするものです。これにつきましても、人事院勧告、会計間異動に伴う人件費の調整でございます。

9ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、配水設備改良費について、329万8,000円を増額し、補正後の額を1億111万7,000円とするものです。下鍵山地区配水管布設替え工事において、安全費舗装復旧が増加する見込みのため、20節、工事請負費について250万円を増額、それ以外につきましては人事院勧告、会計間異動に伴う人件費の調整額として79万8,000円を増額となっております。

1款、1項、2目、固定資産購入費について69万1,000円を増額し、補正後の額を103万8,000円とするものです。これは老朽化した漏水探知機を更新するため、増額するものであります。

8ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、企業債について100万円を増額し、補正後の額を5,100万とするものです。これは先ほど説明いたしました配水設備改良費の財源となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定をいたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。令和6年度鬼北町水道事業会計予算の2条に定めた主要な建設改良事業の金額を補正するものです。

3条では、収益的支出の予定額を補正するものです。

4条では、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

5条では、予算第5条に定めた企業債の限度額について補正するものです。

6条では、予算第7条に定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について、補正予算計上に伴い金額の変更を行うものです。

7条では、予算8条に定めている議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について金額の変更を行うものです。

次に、職員給与費について説明いたしますので、11ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。

比較の欄の合計で説明させていただきます。職員数については増減ありません。給与の欄の給料については76万4,000円の増、手当については48万7,000円の増で内訳につきましては、下段、職員手当の内訳のとおりですので、お目通し願います。法定福利費は63万3,000円の増額です。

12ページについては、正職員の内訳、13ページは、会計年度任用職員の内訳です。14ページに、給料及び職員手当の増減の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

9ページの1款、1項、20節、工事請負費250万増ということで、日吉地区の分が増えとるという説明だったんですが、それに対して収入の分で、1款、1目の企業債100万円ということで、あとの150万円はどこから出るのか。キャッシュ・フローで収入、純利益を見てますと、87万3,000円しかないんですが、150万というのはどこから負担するか教えてください。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

差引き残りの150万の出方でございますけども、これは単費となっております。
一般財源でございます。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第81号、令和6年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第82号、令和6年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第82号、令和6年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出について、医業費用を追加補正するとともに、医業外費用を減額補正いたしております。

この結果、病院事業費用を183万8,000円追加し、補正後の予定額を9億7,253万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第82号、令和6年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、2ページをお開きください。

収益的支出について説明いたします。

1款、1項、1目、給与費については、348万7,000円を増額し、補正後の額を1億2,719万9,000円とするものであります。これは人事院勧告等に伴う人件費等の調整により増額するものです。

次に、1款、2項、1目、支払利息及び企業債取扱諸費については、起債の利率が確定しましたので、164万9,000円を減額補正するものです。

詳細につきましては、3ページにお示ししておりますので、お目通しください。

次に、5ページの給与費明細書以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号、令和6年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第83号、令和6年度鬼北町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第83号、令和6年度鬼北町下水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、下水道事業費用を167万2,000円減額し、下水道事業費用の補正後の予定額を1億9,792万3,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、支出について建設改良費を48万2,000円追加し、資本的支出の補正後の予定額を7,285万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長(森 明君)

それでは、議案第83号、令和6年度鬼北町下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして説明いたします。

収益的収入及び支出につきまして、支出につきまして説明をいたしますので、4ページをお開きください。

1款、1項、3目、処理場費を232万4,000円減額し、補正後の額を5,673万3,000円にするものであります。14節、委託料につきましては、農集施設に係る維持管理費といたしまして、決算見込みにより減額するものであります。

1款、1項、4目、総係費につきましては、65万2,000円増額し、補正後の額を1,282万4,000円にするものであります。これは人事院勧告に伴う補正及び昇格に伴う補正でございまして、農集施設に係る人件費に係る調整額でございまして、

次に、資本的収入及び支出の支出につきまして説明いたしますので、5ページをお

願いいたします。

1 款、1 項、1 目、環境建設改良費につきましては、48 万 2,000 円増加し、補正後の額を 3,580 万 8,000 円にするものであります。これは人事院勧告に伴う、浄化槽に伴う人件費の調整額でございます。

続きまして、6 ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金に伴う流れでございますので、算定をしていますので、お目通しをお願いします。

続きまして、1 ページをお願いします。

第 2 条の予算第 3 条で定めました収益的支出第 3 条の予算、第 4 条で定めました資本的支出につきましては、先ほど説明いたしました内容で予定額を補正するものでございます。

第 4 条では、予算第 8 条で定めました、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を定めたものでございます。

次に、給与費明細書につきまして説明いたしますので、7 ページをお願いします。

1、総括につきまして、比較の欄で説明をいたします。

職員数の増減はございません。給与費につきましてはですが、給与費給与につきましては 48 万 3,000 円の増、手当につきましては 49 万 8,000 円の増ということで、その内容につきましては、下段、手当の内訳のとおりでございます。法定福利費は 15 万 3,000 円の増で、合計 113 万 4,000 円の増額でございます。

なお、2、給料及び手当の増減の明細の以下の各表につきましては、一般会計に準じて説明をしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほう、よろしくをお願いします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号、令和6年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決しました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を10時50分とします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第84号、愛媛県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第84号、愛媛県市町総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団の解散に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって、津島水道企業団を愛媛県市町総合事務組合から脱退させるため、別紙のとおり、組合規約を変更する必要があります。議会での議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第84号、愛媛県市町総合事務組合規約の変更について御説明いたします。

議案書 50 ページ及び 51 ページになります。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体の協議により、これを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされていますが、同法第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、今回提案をするものであります。

別途お配りしております新旧対照表に基づいて御説明いたします。

改正点につきましては、新旧対照表の別表第 1、別表第 2、別表第 3、それぞれの規定中の津島水道企業団を削るものであります。

議案書 51 ページにお戻りください。

附則について御説明いたします。この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 84 号、愛媛県市町総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 85 号、愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第85号、愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について、提案理由の説明をいたします。

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団の解散に伴い、令和7年3月31日をもって、津島水道企業団が愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴う地方自治法第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第85号、愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について御説明いたします。

議案書52ページ、53ページを御覧ください。

愛媛県市町総合事務組合が所有する愛媛県総合事務組合退職手当負担金条例第5条の2第1項に規定されている財産を除く土地、建物、その他一切の財産について愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものです。

なお、一部事務組合の財産の処分を必要とするときは、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体の協議により、これを定めることとされておりますが、同法290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから今回提案をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 85 号、愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 86 号、南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 14、議案第 86 号、南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

令和 7 年 3 月 31 日限り、津島水道企業団が解散し、南予地方水道水質検査協議会から脱退することに伴い、構成団体の数の減少及び規約変更の必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、水道課主幹が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○水道課主幹（二宮洋之君）

それでは、議案第 86 号、南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、新旧対照表に基づき説明をいたしたいと思います。

新旧対照表は、左側の現行の規定を、右側の改正後案のとおり改正するものであります。

まず、3 条、「津島水道企業団」を削り、6 条、委員を 8 人し、27 条 2 項、法第 199 条第 3 項を法第 199 条第 4 項に改めます。

附則、この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第86号、南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第3号、鬼北町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

山本博士議員から提案理由の説明を求めます。

○5番(山本博士君)

発議第3号、鬼北町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本議案は、地方自治法第112条及び鬼北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、鬼北町議会議員、山本博士。賛成者、鬼北町議会議員、赤松俊二であります。

提案理由を説明いたします。

議会改革特別委員会調査最終報告に基づき、鬼北町における人口の減少、行財政改革の推進、住民感情の動向等を考慮し、別紙のとおり、議員定数を1人減員するものであります。

改正する条例については、朗読して説明いたします。

鬼北町条例第29号、鬼北町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

鬼北町議会議員定数条例、平成21年鬼北町条例第1号の一部を次のように改正する。

本則中12人を11人に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鬼北町議会議員定数条例の規定は、同日以後、初めてその期日を告示される鬼北町議会議員の一般選挙から適用する。

以上で説明を終わります。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（松下純次君）

私は反対のほうで質疑をします。

○議長（程内 覺君）

討論ではないですか。

質疑です。討論ではないですか。

質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

今の説明の中で提案理由なのですが、行財政改革の推進、それと住民感情の動向というのは、どういうことかお聞きしたいと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○5番（山本博士君）

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（山本博士君）

ここでよろしいでしょうか。

○議長（程内 覺君）

はい。

○5番（山本博士君）

今の松浦議員の御質問に対して説明をいたします。

行財政改革の推進というのは、私の判断では、今の議員の立場としてやっぱり身を切る改革もしなければならないということを踏まえて考えております。

また、住民感情の動向等を考慮するというふうなことを質問されましたが、それは住民との座談会及び町民アンケートなどの町民の声というものを聞いておりますので、その辺を考慮いたしました。

以上です。

○議長（程内 覺君）

はい、よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○8番（芝 照雄君）

反対のほうで討論します。

提案理由にもあります議会改革検討委員会の調査報告書に基づきとありますので、先日の報酬審議会の条例が否決になりましたので、その改革特別委員会の報告はそれとセットと考えていいんじゃないかと思っておりますので、それに伴い、私は定数減については反対をいたします。

また、最近の厳しい社会情勢、人口減少については、十分把握はしておりますが、やはり住民の声というのを拾い上げるには、私は12人でも少ないほうじゃないかな

と考えておりますので、今回の定数減に対しては、断固反対をいたします。

以上です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

反対で構いませんか。

○議長（程内 覺君）

はい。

○4番（中山定則君）

賛成があれば。

○議長（程内 覺君）

賛成がないので、はい。

○4番（中山定則君）

私も反対の立場で討論を行います。

私も芝議員と同じなんですが、多様な民意を反映するには、一定の議員数が不可欠であります。

平成23年の地方自治法改正前に規定されていた議員定数の上限数、人口5,000人以上1万人未満の町村18人、人口2,000人以上5,000人未満の町村14人、人口2,000人未満の町村12人でありました。県内他町と比較しても多い人数ではありません。

以上のことから現状維持でよいと思います。

○5番（山本博士君）

賛成討論でもよろしいでしょうか。

○議長（程内 覺君）

はい。

○5番（山本博士君）

私は賛成です。特別委員会の結論として、議員定数は、次の改選期から1人減の11人が妥当であると記載されています。また、議員報酬は増額とすべきであるとありますが、議員定数と議員報酬は、あくまでも考え方は別であることを本委員会の中で共通認識を図るとあります。

また、令和5年12月14日の定例会本会議で、定数を1減の11とし、議員報酬を月額23万とする議会改革特別委員会の報告書を賛成多数で決定した。議長を除く

11人中9人が賛成したと、翌日の15日の新聞報道でありました。

町民の皆さんは、定数を既に11人と認識されています。今さら報酬の増額が要望どおりではなかったからといって、定数は12名というようなことはあり得ない話です。

何より約1年間にわたり、町民の皆さんとの座談会や町民アンケートなどの町民の声を無視することは絶対あってはならないことだと思っております。

どうか議員の皆さん、ぜひ町民の皆さんの声に耳を傾けていただき、賛成していただければと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

これで討論を終わります。

これから、発議第3号、鬼北町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（程内 覺君）

起立少数です。

したがって、発議第3号は否決されました。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

○副議長（末廣 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合により、副議長が議長の職務を行います。

ただいま議長、程内覺議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○副議長（末廣 啓君）

そうしたら異議がありますので、起立により採決いたします。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立なし)

○副議長（末廣 啓君）

起立なしです。

したがって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としないことに決定をいたしました。

○10番（松浦 司君）

議長、議事進行よろしいですか。

○副議長（末廣 啓君）

はい。

○10番（松浦 司君）

ただいまの議長の辞職に対しまして、休憩をいただいて、議長の思いを伝える時間を取っていただきたいと思います。

○副議長（末廣 啓君）

それでは、ただいまから休憩を取ります。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○副議長（末廣 啓君）

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

これで副議長の職務が終わりましたので、議長と交代します。

御協力、誠にありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

議員の皆様に報告をさせていただきます。

このたび、先ほども言いましたように、町民の皆さん、議会議員の皆様に変な混乱を招いたということで、責任を取りたいなと思って辞表を出させていただきましたが、皆さんの賛同は得られなかったために、恥ずかしながら、引き続いて議長をやりたいと思います。どうかよろしくお願いします。

日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてから、日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から、所掌事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定しました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和6年第4回鬼北町議会定例会に提案しておりました議案につきまして、1件を除き、原案のとおり議決をいただき、誠にありがとうございました。

さて、令和6年は、元旦の能登半島地震に始まり、4月には豊後水道沖地震、7月

には松山城の土砂崩れ、また、全国各地で豪雨災害が発生するなど、災害の多い年でありました。来る令和7年が平穏な年であることを願ってやみません。

皆様方におかれましては、コロナ、インフルエンザの感染には十分御留意いただき、健やかな年末年始を過ごされるようお祈り申し上げます。

今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げまして、令和6年第4回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立願います。

礼。

（午前11時30分 閉会）

地方自治法第123条第2項、の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 9 番）

鬼北町議会議員（10番）